

補装具の申請について

補装具の申請につきましては、以下の書類の提出が必要です。提出書類につきましては、窓口までお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

*補装具費の購入・修理につきましては、原則、補装具費の支給が決定してからとなります。

*所得制限があります。世帯員の中に、市町村民税所得割の税額が46万円以上の方がいる場合には、事前にご連絡ください。

【提出書類】

- 補装具費（購入・修理）支給申請書
 - 記入例に沿って、必要事項を記入・捺印してください。
- 補装具意見書
 - 身体障害者福祉法第15条の指定医師に記入してもらってください。
- 見積書
 - 業者に連絡し、見積書を発行してもらってください。業者から障害福祉課へ送付していただいても結構です。
- 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの及び本人確認できるもの
 - 郵送で提出する場合は写しを添付してください。
 - 個人番号確認書類：個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票写しなど
 - 本人確認書類（写真が貼ってあるもの）：個人番号カード、身体障害者手帳、運転免許証など。
 - 代理人による申請の場合、代理人確認できる書類（運転免許証やパスポートなど）が必要です。

※茨城県の判定を通す場合、補装具費の決定が出るまでに1か月半から2か月程かかります。

【問い合わせ・送付先】

〒310-8610

茨城県水戸市中央 1-4-1

水戸市障害福祉課給付係

電話 029-232-9173

FAX 029-221-4447